

## 免責補償制度 **任意加入**



運転者が負担する免責額も日産レンタカーが代わりに補償します。

### 免責補償制度 **※任意加入**

ご予約の際もしくはご契約の際に免責補償制度に加入されますと、万一事故を起こされても警察および当社に届出のない事故、保険金又は補償金が支払われない事故、弊社貸渡約款に違反する事故、無断延長中に発生した事故を除き、**対物、車両補償の免責額が免除されます。**

※1ヶ月までの貸し渡しについては15日分を上限といたします。

#### 免責補償手数料(消費税込み)

24時間あたり **1,320円**

PH9・PHX	: 1,980円
M1	: 2,200円
T4・T5・T6	: ~1,760円

## 保険補償制度が適用できない場合

以下に該当する場合は、保険・補償適用外となり、これによって発生した損害（レンタカーの修理費や清掃費、あるいはレンタカー引上げに伴う費用等）についてはお客様の全額実費負担となります。

### ①事故時に警察および当社への連絡など所定の手続がない場合

#### ②貸渡約款に違反している場合

- ・無断延長中の事故
- ・無免許運転
- ・飲酒および酒気帯び運転

#### ③保険約款の免責事項に該当する場合

- ・お客様の所有、使用、管理する財物に与えた損害
- ・タイヤの損傷
- ・ホイールキャップの破損・紛失
- ・鍵の破損・紛失
- ・その他故意によって生じた損害

#### ④使用管理上の落ち度があった場合

- ・禁煙車両内での喫煙（電子・加熱式タバコを含む）
- ・給油時の燃料種別の間違いにより、修理が発生した場合
- ・鍵をつけたまま又は施錠しないで駐車し、盗難にあった場合

※貸渡しに関する一切は「貸渡約款」に基づきます。

※保険適用に関する一切は「保険約款」に基づきます。